

令和5年1月12日

保護者 様

神崎市教育委員会
教育長 末次 利明
神崎市立西郷小学校
校長 遠藤 浩幸

令和4年度3学期の学校生活について（通知）

初春の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より神崎市並びに本校の学校教育についてご協力をいただきありがとうございます。

今週から各学校で3学期が始まりました。まだまだ全国的にオミクロン株の感染拡大が心配される中、今学期も国のガイドラインや県の通知に従って、感染予防対策を取りながら、教育活動を進めてまいります。対策の詳細は下記のとおりです。

ご家庭にも協力をさせていただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

記

1 学校生活について

(1) 保健管理に関すること

- ・ 児童生徒の健康観察を十分行うとともに、手洗いやうがいの励行、ハンカチの携行、マスクの着用、咳エチケットの指導など基本的な感染症対策を徹底します。
(屋外や体育の授業等以外は、基本的に児童生徒や教職員はマスクを着用します。)
- ・ 教室等のこまめな換気を実施するとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めます。
- ・ 家庭では、登校前に健康状態（検温、風邪症状の有無等）を確認していただき、かぜ症状（発熱、せき、のどの痛み）がみられるときは、軽い症状でも自宅で休養させてください。

(2) 児童生徒の出席停止等に関すること

- ・ 新型コロナウイルス感染症（以下、「本感染症」）に係る事由で児童生徒が自宅休養した場合は、濃厚接触者となった場合及び発熱により欠席する場合は、出席停止（出席しなくてもよい日、欠席になりません）とします。

(3) 教育課程に関すること

- ・ 出席停止等の場合は、児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じます。

(4) 学校給食に関すること

- ・ 給食前後の手洗いの励行、机を向かい合わせにしない、しゃべらない（状況によっては変更します）、咳エチケットのためにハンカチ等を机上に準備しておくなど、「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に沿って必要な指導を行います。

(5) 心のケアに関すること

- ・ 本感染症に起因する様々な悩みやストレス等を抱いている児童生徒もいることから、学級担任や養護教諭等を中心とし、心身の健康状況の的確な把握に努め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなどして関係機関と連携し、適切な支援を行います。

- ・ 児童生徒の状況把握にあたっては、ご家庭でもお願いします。ご心配なことは学校へご連絡ください。また、学校での感染等に不安を感じる児童生徒の登校については、学校までご相談ください。

(6) 差別やいじめ等の未然防止に関すること

- ・ 教職員一人一人が、新型コロナウイルス感染症について正しい認識を持ち、基本的な感染症対策を含めた対応について理解するとともに、児童生徒の発達段階に応じて適切に指導を行います。
- ・ 児童生徒からの差別やいじめ等の相談については、組織的に対応します。感染者やその家族及び接触者等に対する偏見や差別が生じないように、関係者の人権に十分配慮します。

2 学校行事について

- ・ 3学期は、卒業式をはじめとして大切な学校行事が行われます。基本的な感染予防対策の徹底を図るとともに、児童生徒等が密集しないよう工夫したり、実施時間の短縮や参加人数の制限を行ったりするなど、適切に対策をとったうえで実施します。また、感染状況によっては、行事の日程や内容を変更することも考えられます。その際は事前に連絡させていただきます。

3 部活動について

- ・ 部活動においても、アルコール消毒の徹底や換気の励行等、感染防止対策を十分に行って実施します。
- ・ 活動時間に関しては、神埼市の『部活動の在り方に関する方針』に沿って、平日が2時間以内、週休日や祝日は3時間以内とします。
- ・ 上記のことは、新型コロナウイルスによる感染状況を確認したうえで変更することがあります。変更があった場合には、政府の見解や県の方針を踏まえて、神埼市の方針をお示しします。

4 児童生徒や教職員の家族に感染の疑いがある場合の対応について

(1) 児童生徒や教職員が以下に該当する場合は登校（出勤）を控えてください。

- ・ 発熱等が続く場合（学校にご連絡ください。）
- ・ 本人や家族に発熱など新型コロナウイルス感染が疑われる症状が出た場合

(2) 児童生徒及び家族の感染が判明した場合、また濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校にご連絡ください。

5 感染者等が発生した場合の対応について

(1) 児童生徒・教職員が感染した場合

- ・ 当該児童生徒や教職員は直ちに出席（勤務）停止措置をとります。
- ・ 臨時休校や学年閉鎖、学級閉鎖等については、保健福祉事務所や校医の先生と協議し、『神埼市の休校の判断基準』に基づいて判断します。
- ・ 学校の再開については、保健福祉事務所の指導に従った上で、県教育委員会と協議し判断します。

(2) 児童生徒・教員等が濃厚接触者に特定された場合

- ・ 当該児童生徒・教員等は直ちに出席（勤務）停止措置をとります。
- ・ 当該児童生徒・教員等の検査結果が陽性の場合、（1）により対応します。